

都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第五十一号

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域
第六条第二号中「土地の区域」の下に「のうち、知事が指定する土地の区域」を加える。

第九条中「建築物は、」の下に「第六条第一号に掲げる土地の区域内における」を加え、同条第一号中「のうち建築物に係るもの」を「に準ずるものとして規則で定める基準」に改める。

附則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正後の第六条第一号及び第二号並びに第九条の規定は、この条例の施行の日以後に申請がなされるものに係る許可について適用する。